

令和 6 年 11 月 5 日

PTA 会員 各位

久世小学校 PTA

会長 森田 多恵

PTA 臨時総会と書面決議のご案内

晩秋の候、PTA 会員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、PTA 活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さてこの度、PTA 規約改定の為の臨時総会を開催することとなりました。

今回の臨時総会は幅広く皆様のご意見をお伺いする為、書面での決議とさせていただきます。

別途 PTA メールや久世小学校ホームページにも掲載しております『令和 6 年度臨時総会議案書』
をご覧ください、(波線部分が変更箇所) 各議案についての賛否を右記の書面決議書にご記入の上、
11 月 12 日 (火) までに担任までご提出ください。なお、以下に現行と改定案の対照表を載せてお
りますのでご参考お願い致します。**提出は、1 世帯につき 1 枚です。**

議案の可否は、賛成が会員数の 3 分の 2 以上の場合に可決とさせていただきます。

尚、期日までにご提出がない場合は、全議案に賛成として取り扱いさせていただきますので、予
めご了承ください。

現行	改定案
第 1 号議案 久世小学校 PTA 本部役員及び委員選出 規定の改定 ① 第 6 章 第 1 3 条 1、本部役員に欠員が生じたときは、補欠 1 から 順に繰り上がる。	第 1 号議案 久世小学校 PTA 本部役員及び委員選出 規定の改定 ① 第 6 章 第 1 3 条 1、本部役員に欠員が生じたときは、 <u>欠員の各学 年補欠 1 から順に繰り上がる。(但し、2・3 年 生の立候補者がやむを得ない事情で本部役員の 任期を全うできなくなった場合は、6 年生の補欠 1 → 5 年生の補欠 1 → 4 年生の補欠 1 の順に繰 り上がる。)</u> ※改定ポイント…補欠の繰り上がり規定を明確に 記載。
② 第 6 章 第 1 3 条 6、1～5 年生で地域安全委員に選出されている場合 は、その年のクラス専門委員を辞退できる。	② 第 6 章 第 1 3 条 6、 <u>1～6 年生</u> で地域安全委員に選出されている場合 は、その年のクラス専門委員を辞退できる。 ※改定ポイント…第 6 章第 1 3 条 7 の項目が削 除されることにより辞退できる学年を 6 年生まで 広げています。

現行	改定案
③ 第6章 第13条 7、6年生で地域安全委員に選出されていてもクラス専門委員を優先する為、クラス専門委員選出選挙に参加し、選出された場合は担当地域の補欠1から繰り上がる。	③ 第6章 第13条 <u>項目 削除</u> ※改定ポイント…地域安全委員は2月に選出されているため、その後、4月のクラス専門委員選出で入れ替わりが生じると、既に引き継ぎが済んでいる地域安全委員の引継ぎを再度行うことになり、混乱が生じる為、この項目は削除とします。

-----きりとり-----

令和6年度 久世小学校 PTA 臨時総会 書面決議書

別紙総会資料を参照し、それぞれの議案について賛成か反対に○をしてください。

□ 第1号議案

- ① 第6章第13条 1 (賛成 反対)
- ② 第6章第13条 6 (賛成 反対)
- ③ 第6章第13条 7 (賛成 反対)

《議案に対する意見があればお書きください》

年 組 保護者氏名

1世帯につき1枚ご提出ください
提出期限 11月12日(火)

きりとり